

スポーツ少年団システムの登録方法について

由利本荘市スポーツ少年団

令和8年度スポーツ少年団システムへの登録更新についてご案内いたします。

1.登録申請・受付期間

新規・更新登録 令和8年6月30日(火)まで

※スキー等、冬季活動種目の場合も上記までに登録をしてください。

承認は7月以降手続きを開始いたします。

(大会出場の為に本システムの承認が必要な場合は、市スポ少事務局までご連絡お願いいたします。)

2.登録方法

スポーツ少年団登録システムでご登録ください。

マニュアルは、「[スポーツ少年団登録システムに関する操作手順の動画 \(YouTuber\)](#)」を参考に手続きしてください。

※少年団システムに登録できるメールアドレスは1つのみです。

3.登録条件

①代表者は、理念を学んだ指導者から選ぶこと。

②指導者は、2名以上登録されていること。

※下のいずれかにあてはまる資格保有者でなければならない。

(1) JSPO 公認スポーツコーチングリーダー資格保有者

(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者

※新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の(a)または(b)をみたせばよいものとする。

(a) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の講習を修了すること。

(b) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも2名が、当該年度内にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講を終了すること。

③原則10名以上の団員が登録されること。(例外あり)

※団員は、登録する4月1日現在満3歳以上とする。

なお、満3歳以上小学生未満者については、活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し入団させること。

④スポーツ団体ガバナンスコード遵守のため、以下の書類提出をご提出下さい。

(1) 団体規約または会則などの組織内部のルールを条文化したもの

(2) 会計決算資料(監査報告書を含む)

(3) 団体名義の通帳表紙と1ページ2ページ見開きのコピー

※個人名義通帳を団体通帳として使用することはできません。

4.その他

(1) 他団と合併する場合、事前に市本部事務局へご連絡ください。

※団の名称変更、廃止の場合も、必ず連絡してください。

(2) 複数団への重複登録は、異なる競技であれば団員、指導者とも可能です。

ただし、指導者は代表指導者を兼ねることはできません。(どちらかの団のみ)

登録料も重複して徴収いたします。

- (3) 各種大会出場の際は、必ず登録している単位団名を使用してください。
特に複合種目で登録している単位団は、種目別に単位団名を使い分けることのないよう指導願います。
- (4) 新年度になりましたら、登録者（指導者・団員）はスポーツ安全保険等の傷害保険に忘れずに参加してください。
- (5) スタートコーチ養成講習会の受講される方は、必ず翌年の指導者登録をしてください。

5.登録料

1. 団員(1人につき) 600円
2. 指導者・役員・スタッフ (1人につき) 1,300円

システムへの登録を6月末で締め切り、事務局にて内容を確認した後に「支払い依頼メール」を送付します。

お支払いいただく金額・支払い期限・振込先口座情報（各支部口座）等をお知らせしますのでメールの内容のとおり登録料をお支払いいただきますようお願いいたします。

問い合わせ
由利本荘市スポーツ少年団 事務局
〒015-0831
由利本荘市北裏地54-1（ポートプラザアクアパル内）
TEL 0184-44-8286
FAX 0184-22-5660
Email: shounendan@yurihonjo-sports.or.jp
※アクアパル休館日以外は、土日祝日問い合わせ可能です。